

枚方市病児保育室 利用案内

枚方市病児保育室

所在地 〒573-1197

枚方市禁野本町2丁目14-1

(市立ひらかた病院内)

電話 072-847-7130

問い合わせ 枚方市役所 子育て運営課

電話 072-841-1473 (直通)

1. 開室の目的

病気等の回復期にあり、集団保育が適当でない児童の保育及び看護を行い、保護者の就労等を支援するため病児保育室を開室しています。

2. 利用資格

病児保育室を利用できる児童は、市内に居住し、次の事項に該当するもので市長が利用を許可した児童とします。

- (1) 認可保育所に入所している児童
- (2) 認定こども園に入所している児童
- (3) 小規模保育施設に入所している児童
- (4) 一時預かりを利用している児童
- (5) 上記に定める児童のほか、市長が適当と認める児童

その他、定員に空きがある場合に限り、保護者が市内に在職する児童も利用できます。

3. 定員

5名

4. 入室申し込み方法

- (1) 病児保育室へ入室できるかどうかを電話で確認
(翌日の予約状況の確認等は24時間365日電話にて受付可能です。)
- (2) 市立ひらかた病院又は市内の病児保育協力医院(裏面参照)で受診
(協力医院で受診された場合は、枚方市病児保育紹介状(1部500円)が必要です。)
- (3) 医師の意見をもとに入室を決定

5. 開室時間(利用時間)

月～金曜日 午前8時から午後6時まで

土曜日 午前8時から午後1時まで

6. 利用料金

当該年度の市民税額に応じて、利用料金が決定されます。(4～8月利用は前年度市民税額)

◎市民税課税世帯

2,000円/日(給食費込み)※税額によって1,000円になる場合もあります。

◎市内在職者

6,000円/日(給食費込み)※減免はありません。

◎生活保護・市民税非課税世帯

0円

入室時に利用料をお支払いください。(おつりのないようお願いします。)

7. 休室日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

8. 利用できる病状等

市長が適当と認めた病気又はその回復期にある児童

(例) 感冒・下痢・扁桃腺炎・気管支炎・とびひ・はしか予後・風疹予後・みずぼうそう後おたふくかぜ予後・その他